

令和 5 年 4 月 会 議
第 34 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年4月25日(火)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号5番	見上智	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号8番	比留川晴雄	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号4番 細谷則子

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第18号 新規就農者の認定事案
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第20号 農用地利用集積計画決定事案
議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
議案第22号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案
議案第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案

報告第3号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由起子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9時28分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

ただ今より第34回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。従いまして、本日の出席委員は、12名、推進委員は3名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、11番 橘川委員、12番 加藤委員のご両名にお願い申し上げます。

次に、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（小林主事） （諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。新規就農者の認定1件、法第5条許可申請2件 2,752.16平方メートル、農用地利用集積計画決定10件 21,758平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件 5,120.98平方メートル、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明1件 2,970.27平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明1件 5,621平方メートル、法第4条届出1件 842平方メートル、法第18条通知等1件 3,468平方メートル、合計19件 42,532.41平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、新規就農者の認定事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、会議の進行に当たりましては、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第18号、新規就農者の認定事案、整理番号2番についてを議題といたします。新規就農者の認定については「綾瀬市新規就農等にかかる基準」により、その審査を農地部会に付託しておりますので、農地部会長より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番(鈴木 洋一君) それでは私から農地部会での新規就農者の認定についての審議結果につきましてご報告申し上げます。

それでは、総会議案書4ページをご覧ください。議案第18号、新規就農者の認定事案、整理番号2番につきまして、ご報告申し上げます。初めに、申請者は記載のとおりで、耕作予定地につきましては、のちほど農用地利用集積計画決定事案にて上程いたします。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

作付予定作物は、南国野菜を中心に、青パパイヤ、パクチーの作付けを行う予定ですが、まずは地元の農家さんとのコミュニティを構築し、地場産の野菜の作付けを行っていききたいとのございます。

農業従事者は本人及び妻、母の計3名、従事日数は150日を計画しております。

農機具につきましては、耕運機2台、草刈り機1台を所有しております。

次に、申請者の農業技術力についてでございますが、申請者は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間、神奈川県が主催するかながわ農業サポーター事業において、土作り、農機具の使用法、栽培管理、農薬の使用法、営農計画等の実地研修を履修しており、令和4年12月にかながわ農業サポーター制度の認定を受けております。このことから、新規就農等にかかる基準のうち、かながわ農業サポーター制度による就農という要件を満たしてございます。

また、販売先については、マルシェや飲食店、直売所、無人販売所への販売を予定しております。補足説明になりますが、申請人の妻がキッチンカーで東南アジアの料理を提供しており、収穫した野菜を使用するそうです。

今後の農業経営につきましては、今回耕作予定の22アールで3年間耕作し安定した品質を確保し、将来的に事業者へ安定供給できるよう、50アール以上の農業経営を目指したいとのございます。今後において、地元の委員さん等が一体となってサポートをして頂ければ幸いです。

以上を勘案し、総合的に判断した結果、新規就農等にかかる基準は満たしており、今後の経営希望面積からも営農意欲があると認められ、市内の農業の担い手不足の状況を考えるに、新規就農者が今後の綾瀬の農業の担い手になりうることを期待できるため、新規就農者の認定事案、整理番号2番につきまして、農地部会といたしまして、承認いたしました。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長(古塩 貞夫君) 農地部会長の報告が終わりました。この件について意見等がありま

したらご発言をお願いいたします。第2地区 内藤委員

○第2地区(内藤 昭宏君) 作付けされる作物について、青パパイヤ、パクチー、農政部会の内容、委員の方からお伺いしたんですけども、1年通じた中での作付け周期みたいなのは伺っていたりしますか。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(小林主事) 作付け計画についてでございます。まず、青パパイヤにつきましては、定植を5月、収穫を10月、11月、12月に行う予定です。パクチーにつきましては3月定植、5月6月の収穫と、あと9月の定植と11月12月の定植になります。それ以外に地元の農作物をつくりたいという御意向から、大根と枝豆が、大根が秋まき、枝豆につきましては春まきで行うそうです。次に、ニンニクについても作付けを増やす希望されておまして、定植9月収穫が5月、6月という計画になっております。以上でございます。

○第2地区(内藤 昭宏君) それらの作物をつくられたあと、それをどのように地場商品なんでしょうか。それとも販路があるんでしょうか。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(小林主事) 基本的にはですね、マルシェや飲食店、直売所などに販売する予定でございます。先ほど部長からありましたとおり、奥様がキッチンカーを持っていることからですね、パクチーや青パパイヤ、キッチンカーで使えますので、そういったところで消費をしていきたいという御意向がございます。

以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。新規就農者の認定事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、日程第2号、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(小林主事) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。

申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積 1,328 平方メートルのうち、344.16 平方メートルでございます。

転用目的は資材置場、転用理由は事業拡大に伴う資材置場確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第 2 種農地でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料 1 で申請図面等を配布してございますので、併せて参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、農地保存の観点からできるだけ必要最小限の農地転用面積としております。近隣への防除対策といたしましては、敷地内を砕石舗装のうえ転圧します。周辺農地に土砂の流出を防止するため鋼板パネルを設置し仕切ります。雨水は敷地内については浸透処理いたします。工期は資料 1 の 5 ページのとおり許可日から 1 週間でございます。土地利用計画につきましては、資料 1 の 4 ページを参照ください。

今回申請地の隣地につきましても重機のヤードとなっておりますが、こちらにつきましては地目が宅地となっております。申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番比留川 スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君）初めに、本日私の担当いたします全ての審議案件につきまして、4 月 18 日、第 1 班私のほか、森山委員、笠間委員、そして志澤推進委員と事務局の 2 名に同行いただきまして、現地調査を行いましたので、その旨御報告いたします。

それでは、整理番号 5 番、[REDACTED]、344.16 平米、許可申請地の状況は、多少傾斜や凹凸のある変形地で、下草の状況からしばらく作付けがされていない耕作地です。雑草は伸びてはいますが、耕運により耕作可能な農地で、この後、転用業者様より、別添資料 1 にあります事業計画などの説明があると思いますが、採石や雨水の流出防止など、対策が講じられるということであれば、周辺地域への影響はないものと思われま。また、農地区分につきましても、第 2 種農地に該当しています。

したがって、第 1 班といたしましては、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人と

して出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目畑、地積 1328 平方メートルのうち 344.16 平方メートルの農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人着席)

○参考人（[REDACTED] 君）私、[REDACTED] の [REDACTED] と言います。今日は譲受人の [REDACTED] さんにも、同席していただきました。1 番から順番に説明していきます。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、一般住宅や公共工事等を主として施工しており、事務所近隣での工事の受注が増加しているため、事業拡大に伴い、建設受注の置場や資材置場が手狭になったため、申請地を資材置場や重機のヤードとして利用するため。候補地の考え方としては、本社所在地より車で 15 分以内程度で、管理しやすいため。また、利用の便が良い場所ということで考えました。申請地を選定した経緯は、貸主が知り合いだったため、弊社の現状を把握していただいたことがきっかけになり現在に至ります。現状の景観を保てるよう維持しつつ、お互いに協力し合えると判断したため、会社からのアクセスもよく、十分な管理が行えると判断したためです。

2 土地利用計画及び施設概要について、バックホー、ショベルカーを 3 台、採石等の資材置場、あとコンクリート等の二次製品の置き場として考えております。施設概要については浸透枳を設置いたします。

3 転用計画と周辺の防除対策について、計画地外周に高さ3メートルの鋼板を設置して、出入り口に6メートルのゲートを設置いたします。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程としては、鋼板設置工事、ゲート設置工事、碎石舗装工事、浸透ます設置工事、工事的には1週間ぐらいを考えております。工事期間中の安全対策については、誘導員を配置して、交通等の安全に万全を努めます。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接農地は所有者、譲渡人と同一人でありますので、一応その辺は説明して問題はありません。

6 施設の管理計画について、施設の管理計画については、ゲートで鍵をしっかりと施錠しまして、休みの日は一応確認するような形をとりたいと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。工事期間中は、全日程誘導員を派遣するわけですね。その入り口のところあそこ結構車通るじゃないですか、

○参考人（ 君）前面が綾瀬市道のため、交通量があそこちょっと多いもんで、その辺を交通に気をつけながら、安全に努めるような形です。

○議長（古塩 貞夫君）重機が入っている間は、毎日ですか。

○参考人（ 君）重機とか車で入るときには、基本的には誘導を設置します。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

用計画につきましては、資料2の4ページを参照ください。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川 スミ江君

○2番（比留川 スミ江君）整理番号6番、XXXXXXXXXX、合計2,408平米、許可申請地の状況は、多少草はあるものの、耕運状態であり適正な管理が行われている農地です。事務局からも説明がありましたが、今回の申請は期間を設定した一時転用です。再度原状に回復されるため、地表にPPC等を使用しての砂利敷自然浸透施行と伺っています。道路より高さのある地形であることから、資料2の土地利用計画などにより、雨水や碎石の流出増対策などがなされれば、近隣地域への影響はないかと思われま

す。また、農地区分も第2種農地となっています。以上のことから、第1班といたしましては、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様の御審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX、地目畑、地積合計2,408平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ ██████████ 君）私は今回の申請事案の、賃借人となります
██████████ でございます。

本日ですね、技術的な面もあるかと思ひまして、 ██████████ さん、一緒に同席させて
いただきますことをよろしくお願ひいたします。。

転用を行う理由と、この地を選定した理由について、 ██████████ に設置し
ます、 ██████████、こちらですね、 ██████████ となっております。

こちらの建設に伴います、工事関係者の車両駐車を確保するため、一時転用許可申請を
行った次第でございます。本工事建設工事にはですね、多くの関係者が携わることから、1
度に多くの車両、駐車スペースが確保できる場所を探しました。

また、工事現場に隣接する場所が求められることから、本条件に合う既存の駐車を、探
しましたところですね、必要とする 68 台分の確保ができる駐車場が見つからなかったため
にですね、地権者の御理解を得て、本地を申請として選定いたしました。

また土地利用計画及び施設概要につきましてですけれども、本地、面積 2,408 平米ござい
ますが、工事関係者用の駐車場としてですね、整理し申請目的以外に使用いたしません。

本工事終了後にはですね、農地に復元して、地権者にお返しいたします。

施設概要につきましてはですね、敷地内の整地に、土留め工事、雨水防水浸透シート、施
設碎石舗装を行うことしております。

転用計画と周辺への防除対策等につきましてですね、許可後駐車場整備工事を行い、本体
工事終了後農地へ復元工事を行います。

周辺の防止対策につきましては、隣地より 50 センチ程度の間隔をあけてですね、土留めで
囲うとともに、土砂雨水の流出を防止いたします。

工程及び工期並びに工事期間中の安全対策でございますが、許可後 2 か月かけて整備を行
います。本体工事終了後、本体というのは物流センターですね、工事終了後 2 か月かけて
復元工事を行います。

工事期間中の安全対策といたしましては、工事期間中工事の出入口には、警備員を常駐さ
せていただいたと思ひます。

次に、隣接耕作者と周辺地域への説明状況についてということでございますけれども、隣接
耕作者につきましては既に、整備工事の説明を行うとともに御理解をいただいてですね、
同意書をいただいております。

周辺地域への住民の方の説明でございますが、工事着手前、許可を得まして、工事着手前

にはですね、もう皆さんもよく見たら、いつからいつまで工事しますよという、御迷惑をおかけしますがというふうな内容で、班内を配付させていただくこととさせていただきます。施設の管理計画につきましては、敷地ですね、境界 50 センチ程度内側に単管パイプ、こちらを設置して、ネットを張りまして柵を施し、出入口は空チェーンで閉鎖するとともに、駐車する車両につきましては、駐車許可書を発行いたしまして、関係車両以外の駐車侵入を行使することといたしております。管理を徹底するというところでございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。第 2 地区 内藤委員。

○第 2 地区（内藤 昭宏君）こちらの部分といたしまして、一時転用ということでございますが、転用期間中に、敷地内照明灯の設置はございますでしょうか。

○参考人（XXXXXXXXXX君）照明は、現地はですね。

農地で作物を栽培しておりますので、そちらの影響を受けるということで、照明はいたしません。

○議長（古塩 貞夫君）ほかに何か、質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。4 月 20 日に申請人と面会してまいりました。許可申請地は、譲渡人が耕作しておりましたが、近隣のXXXXXXXXXXの関係者の駐車地を確保するため、転用するものです。

地元委員としては、農地を減少することは残念な思いですが、近隣の営業への被害防止措置がとられていること。第2種農地に該当し、転用可能な農地であること、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第3号、議案第20号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号29番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

議案第20号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号29番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積は21,702平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積合計3,963平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は、平成2年、通算12回目の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の21,702平方メートルは自作の田317平方メートル、自作の畑9,511平方メートル、利用集積による畑11,874平方メートルで本件申請地周辺農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター2台、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計2名、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）整理番号29は、現地の状況は[]の2筆は、レタスの栽培中、そのほかは全て耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。

こちらは認定農業者でもある賃貸ですので、御夫婦で熱心に農業に取り組んでおられます。第1班といたしましては今回、12回目でもあります。利用集積の継続には問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）最初に、4月18日の午前9時より、1班の森山委員、比留川委員、笠間委員と事務局2名の計6名で、現地調査を実施いたしましたので報告します。

なお、本日の案件は全て、同日、同メンバーで行いましたので、以後、割愛させていただきます。整理番号29の申請地につきましては、比留川委員からのお話のとおり、[]はレタスが作付けされており、他は全て耕運状態で、農地として適正管理されておりました。推進員といたしましては、農用地利用集積計画の決定については、問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお祈いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号29番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号30番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします

○事務局（小林主事）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 30 番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面 17,548.27 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畑、地積合計 3,468 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのごことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 17,548.27 平方メートルは自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 16,735.27 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川 スミ江

○2 番（比留川 スミ江君）整理番号 30 番、現地の状況は 4 筆全てきれいに耕運状態です。賃借人は新規就農以来、着実に積み、JA の園芸協会におきましても、若手農業者として活躍されています。今回の申請地は新規で、今後さらに経営規模の拡大を図られるものと思われれます。第 1 班といたしましては、利用集積に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 30、申請地を調査しましたところ、全て耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。賃借人は、熱心に農業に従事されていると聞いております。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の決定について、問題ないと判断しました。皆様の御審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 30 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 31 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います

○事務局（小林主事）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 31 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 14,360.29 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目 田、地積合計 2,659 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は水稲、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのごことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 14,360.29 平方メートルは自作の田 4,453 平方メートル、自作の畑 9,907.29 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。

農業従事者は、本人及び妻、子 2 名、孫 2 名の計 6 名、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川 スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君）整理番号 31 番、現地の状況が 6 筆全て作付け準備の、耕運状

態で、田植前の準備中です。こちらは5月に入りますと、飼料米の田植が始まるということです。御本人のほか、妻や子供、孫、労働力もありまして、熱心に農業に取り組んでおられますので、第1班といたしましては、今回の流水的に問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号31の申請地を確認しましたところ、全て耕運状態で、田植前の準備中ということで、農地として適正管理されていました。推進委員といたしましては、利用集積計画について問題ないと判断します。皆さんの御審議よろしくお願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号31番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号32番から35番までの4件は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号32番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積20,735平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目田、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年

5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。利用目的は水稻、設定初年は、令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図を参照願います。

使用貸人は所有する農地の2割弱を貸し付けており、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごことでございます。

続きまして、総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号33番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は[REDACTED]、地目田、地積合計2,541平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号32番と同一でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。使用貸人は120日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごことでございます

続きまして、総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号34番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は[REDACTED]ほか1筆、地目畑、地積合計2,469平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、設定初年につきましては、整理番号33番と同一でございます。利用目的は露地野菜、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、21ページの案内図を参照願います。

使用貸人は200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごことでございます。

続きまして、総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号35番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は[REDACTED]地目畑、地積合計1,431平方メートルでございます。

利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号34番と同一でございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいと

のことでございます。

この4件の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積は20,735平方メートルで、自作の田1,707平方メートル、自作の畑13,977平方メートル、利用集積による田2,304平方メートル、利用集積による畑2,747平方メートルで、申請地周辺に農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機3台、トラクター4台、防除機2台等を保有しております。農業従事者は、本人及び母の計2名、従事日数は280日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしており、管理する農地に遊休農地はございません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）整理番号32、33、34、35番を一括で報告いたします。

まず初めに申し上げますが、この申請地は全て第1回目の利用集積になっておりますけれども、常に以前より申請人により耕作を行っております。この機会にきちんとした形で、農業委員会を通して正式に行うということで、今回の申請がなされたものですので、このことを踏まえまして現地の状況を報告いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、整理番号32番の現状ですが、田植え準備、そのための耕運状態、こちらは飼料米の作付けが準備されております。

次に、33番、現地は5筆で田植え前の耕運状態、こちらは酒米の作付け準備ということですので。

次ですが整理番号34番、こちらは畑に変わりますが、まず、■は耕運状態、■は、半分にトウモロコシが定植され、残りは耕運状態です。

最後の35番は、■、ソラマメ、ニンジンが作付けされ、残りの部分に耕運状態で、■は、エシャレット、ニンニク等香りの野菜が見られ、一部耕運状態でした。

以上いずれの農地も維持管理はしっかりされており、農業経営にも、親子で意欲的に取り組んでございます。したがって、第1班といたしましては、利用集積に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 整理番号32から35を一括審議させていただきます。

整理番号32の、申請地におきましては、耕運状態で飼料米を作るそうです。

整理番号33番は、酒米を作ると聞いています。整備番号34につきましては、 が、トウモロコシが作付けされており半分が耕運状態でした。 は、耕運状態です。

整理番号35は、 は、ニンニクが、エシャレットが作付けされており、一部耕運状態でした。 はそら豆、ニンジンが作付けされており、一部耕運状態でございます。

いずれも、農地として適正に管理されており、推進員といたしましては、農用地利用集積の計画については、問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番(栗原 良晴君) 今、現地調査の冒頭の説明で、現地は申請人が既にこの土地を使って、耕作されたという説明があったというふうに思うんですが、何ていうか農地の利用状況の整理上は、今までは利用集積がされてなかった、利用集積がなかったけども、今回のこの申請によって、利用集積の面積が増えるといえますか、今後は利用集積で耕作されているという畑、田になるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(小林主事) 先ほど委員から御質問ありましたことですが、現在、利用集積による田が2,304㎡、畑が2,747㎡ありますが、今回利用集積に掛ける4件がプラスされて、面積が増える形になります。以上です。

○10番(栗原 良晴君) 今年度は利用集積面積がこれだけ増えます、ということになるということ。

○事務局(小林主事) はい。

○議長(古塩 貞夫君) 他に意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号32番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり可決されました。

続いて、整理番号 33 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 34 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 35 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 36 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小林主事）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 36 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 10,463 平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目 田、現況畑、地積 482 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 50 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 10,463 平方メートルは自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積による畑 7,249 平方メートルで本件申請地周辺農地を所有しており一帯で耕作を行う予定であり、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名で、従事日数は 360 日です。以上により、農業経

営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川スミ江君）整理番号36番、こちら現地の状況は耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。ご本人、妻、子どもに、地域農業に熱心に取り組まれております。第1班といたしましては、今回の新規の利用集積に問題ないと判断いたしました。

以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号36の申請地を確認したところ、きれいな耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積計画の決定について問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号36番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番についてを議題といたします。事務局より説明を願います

○事務局（小林主事）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号37番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は[REDACTED]、地目畑、地積合計2,268平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和5年、新規の権利設

定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、先ほどの議案第 18 号で農地部会長からご発言がありましたとおりでございます。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川 スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君）整理番号 37 番、現地の状況は耕運状態です。賃借人は先ほど今お話しいただきましたように認定の上、新規就農の方になります。

作付けは、近年テレビなどでも取上げられていますけれども、青パイアやパクチー等ということで、あと販路につきましても先ほどの農地部会長の御説明ありましたように、直売以外にも、キッチンカーでの使用や、多岐にわたる方法を考えられているようです。

農業への、意欲と、一定程度技術を持って地域農業にも積極的に取組もうとされております。農業を離れていく方が居る中で、一方で新たに就農されるということですので、第 1 班といたしましては今回の利用集積に問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 37 の申請地を確認したところ、耕運状態であります。比留川委員からもお話あったとおり。補足しますと、

青パイアやパクチー等を作ってという話も聞いております。

先ほど、議案 18 号でも、新規就農者の認定承認ありましたとおり、推進委員といたしましては、農用地利用集積の計画については問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

画決定事案、整理番号 37 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 (小林主事) 総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 38 番でございます。

申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面 23,737.46 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 26 年、通算 4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。

貸貸人は 50 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 9 割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 23,737.46 平方メートルは自作の田 2,191 平方メートル、自作の畑 10,546.46 平方メートル、利用集積による畑 11,000 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。

農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 300 日です。

以上により農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。2 番 比留川 スミ江委員

○2 番 (比留川 スミ江君) 整理番号 38 番、現地 2 筆の状況は耕運状態です。

賃借人は、園芸協会に加入されるなど、意欲的に農業経営に取り組み、大変多くの農地を耕作されるも適正に維持管理されています。第 1 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認してい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤
推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君) 整理番号38の申請地を確認しましたところ、きれいな耕運状態
で農地として適正に管理されております。推進委員といたしましては、農用地利用集積
計画の決定の継続について問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願いま
す。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計
画決定事案、整理番号38番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり可決されました。時間長くなりましたので、暫時休憩します。

10時49分から

11時00分まで

○議長(古塩 貞夫君) 再開いたします。次に、日程第4号、議案第21号、引き続き農業
経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番を議題といたします。事務局より説明を
願います。

○事務局(小林主事) 総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。

議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は

、地目田、雑種地及び畑、現況畑、地積合計1,259.30平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地
に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っ
ている期間は、令和2年3月27日から令和5年4月25日まででございます。相続開始年
月日は、平成28年8月6日で、2回目の証明願いでございます。申請地は、市街化調整区
域、農用地外でございます。場所につきましては、31ページの案内図を参照願います。

申請人の年齢は 歳、農機具は、耕運機、トラクター等の農機具を保有しており、農業従

事者は本人、妻、子の計3名、従事日数は150日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）整理番号3番、申請地は[REDACTED] 合計1259.30平米。右のページ、詳細図1、全体で三角形のような農地は、一体としてジャガイモ、スナックエンドウ、サニーレタス等の作付け、詳細図2の農地には、ジャガイモ、タマネギ、ほかにトマトなどの夏野菜が栽培されていました。どちらの農地も除草が行き届き、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班といたしまして、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。以上、皆様の御審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。4月20日、現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は、今代表の方から報告がありましてとおり、春夏野菜が作付けされており、しっかり管理されていました。

申請者は相続した農地で、これからの農業経営を行っていきたくと意欲的にお話をされてきました。地元委員としては、申請者の農業の経営確立も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題がないと判断いたしました。皆様の御審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事）総会議案書32ページ、33ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番でございます。申請人は記

載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畑、地積合計 3,861.68 平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 5 月 26 日から令和 5 年 4 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 25 年 8 月 24 日で、3 回目の証明願いでございます。申請地は、[REDACTED] が市街化区域で平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地の指定を受けてございます。また、[REDACTED] が市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、33 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は [REDACTED] 歳。耕運機、トラクター、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は本人及び妻の計 2 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川 スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君）整理番号 4 番、申請地は [REDACTED]、合計 3861.68 平米。まず、右のページ、大きく詳細図にあります、3 筆にはキュウリとメロンの栽培用ハウスが 4 棟で、そして [REDACTED] においても、同じくハウスが 4 棟ありまして、トマトが作付けされ、既に出荷時期を迎えていました。申請人は、地域農業の中心的存在で、今年度は JA の役員を受けられるなど、農業振興に活躍されております。第 1 班といたしましては証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。4 月 21 日私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地は今、1 班の代表の方が報告されたとおり、ハウス栽培でキュウリ等を栽培されています。そして農地としてしっかり管理されております。申請者は、相続した農地でこれからも農業経営を行っていきたくと意欲的にお話をされておりました。

地元委員といたしましては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行う証明書の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第5号、議案第22号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(小林主事) 総会議案書34ページから35ページをご覧ください。

議案第22号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は[REDACTED]、地目畑、地積合計2,970.27平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地について、同法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和2年3月27日から令和5年4月25日まででございます。

相続開始年月日は、平成28年8月6日で、今回が2回目の証明願でございます。

申請地は、市街化調整区域、農用地でございます。農用地利用集積計画決定事案で可決され、利用権の設定を行った農地でございます。[REDACTED]は、[REDACTED]で、令和4年1月総会にて可決、[REDACTED]、令和4年5月総会にて可決しております。

場所につきましては、34ページ、35ページの案内図をご参照願います。

申請人は、年齢[REDACTED]歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人、妻、子の計3名、従事日数は150日です。管理が困難なことから貸付けを行いたいとのことでございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。2番 比留川 スミ江委員

○2番(比留川 スミ江君)整理番号1番、申請地は[REDACTED]、合計2,970.27平米、こちらは、特定貸付けの証明ということですので、利用集積により申請人が貸付け

ている農地となります。■■■■は、作付け準備のマルチが敷かれ、そのほかの農地は、全てきれいに耕運されていました。申請地は借受人が意欲的に、農業経営に取組み適正に農業管理がされていました。第1班といたしましては、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）本件につきまして地元委員として発言いたします。

4月18日、私も1班の一員として現地調査を行いました。35ページの■■■■
■■■■につきましては、ただいま比留川委員から報告がありましたとおり、一部にマルチが敷かれ、残りは耕運状態となっております。また36ページの■■■■
■■■■につきましては、きれいに耕運されておりました。

いずれの農地とも借受人がきちんと管理しており、地元委員としては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。以上です。

皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第6号、議案第23号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（小林主事）総会議案書38ページ、39ページをご覧ください。議案第23号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。

買取り申出生産緑地は、■■■■地目は畑、地積合計5,621平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明でございます。

買取り申出事由といたしましては、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和4年12月20日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間100日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、39ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）整理番号1番、申請地は[REDACTED]、合計5,621平米で、現地の状況は、5-1から4までの一団となっている農地につきましては、一部、耕運状態。耕運による砂埃などの影響もありまして、下草を多少生やしているということです。また、7-4につきましても、この土地に隣接する民家に配慮し、下草を生やしての管理となっています。

このような周辺環境に対応するための耕作事情を踏まえまして、第1班といたしましては、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。以上です。

・議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第7号、報告第3号、専決処分等についてを議題といたします。

事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第7号「報告第3号 専決処分等についてでございます。本件につきましては、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。始めに、議案書の40ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、

整理番号3番の1件でございます。転用の内容は、駐車場で、地積842㎡でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の41ページをご覧ください。2の「農地法第18条第6項の規定による通知」、整理番号1番でございます。利用権の設定を受けた賃借人の申し出により令和5年4月10日付け収受し、4月30日で賃貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもって、報告第3号、専決処分等についてを終わります。

以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもって、第34回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

11時15分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

橋川 利一 

綾瀬市農業委員会委員

加藤 栄三 

